

令和3年度前期分授業料減免の実施について

学生各位

令和3年度前期分授業料減免について、以下のとおり実施します。

<重要>

- 令和2年度から、本学の授業料減免は、「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」の二制度により実施されております。
- ①高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学金に認定（奨学生採用候補者決定通知、または給付奨学生証を受け取っている者）された方は、「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」に申請する必要があります。
- ②「A：高等教育の修学支援新制度に基づく入学料減免」を申請した者も、「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」に申請する必要があります。
- ③令和3年度から授業料減免申請は、前期と後期それぞれ申請するように要項が改められました（前後期一括申請は廃止となりました）。

1. 申請書類の取得方法・提出期限等

配付開始日	令和3年2月26日（金）
取得方法	北海道大学ホームページからダウンロードしてください。 ○ トップ>学生生活>入学料・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報 ※外国人留学生用申請書類も同ページからダウンロード可能です。不明な場合は、所属学部・研究科（学院）等の事務にお問い合わせください。
申請書提出期間	令和3年3月1日（月）～ 令和3年3月31日（水）【期限厳守】
申請書の提出について	①所属学部・研究科（学院）等の窓口へ提出 学部1年生・水産学部2年生 → 高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課奨学支援担当） 学部2年生以上（水産学部2年生を除く）、学部編入学生及び大学院生 → 所属学部・研究科（学院）等の授業料減免担当窓口 ②所属学部・研究科（学院）等の窓口へ郵送 ※令和3年3月31日（水）必着。 所属学部・研究科（学院）等の事務に郵送願います。郵送先住所等は「申請のしおり」にてご確認ください。封筒の表面には「 授業料減免申請書類在中 」とお書きください。

2. 申請に係る注意事項

- ①日本人学部1・2年生は「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」のみ申請することができます。（一部例外有。下記Dただし書き以下を参照。）
- ②日本人学部3～6年生は「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」と「D：北海道大学独自の授業料減免」のどちらか、若しくは両方に申請することができます。
- ③大学院生（修士・博士・専門職大学院）及び全ての留学生（学部生及び大学院生）は「D：北海道大学独自の授業料減免」に申請することができます。（高等教育の修学支援新制度は対象外です）

※「C：高等教育の修学支援新制度に伴う授業料減免」

日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学生として「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」「区分Ⅲ」のいずれかに認定された者、又は日本学生支援機構が実施する高等教育の修学支援新制度に基づく給付奨学金に令和3年4月中に申し込む予定の者が申請することができます。

※「D：北海道大学独自の授業料減免」

日本人学部3年生以上の学部・修士・博士・専門職大学院生。及び全ての学部留学生・大学院留学生のみが申請することができます。

ただし、日本人学部1年生及び学部2年生は、以下の場合に限り申請可能です。

●日本人学部1年生：

「過去1年以内（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に学資負担者が死亡した場合」または「過去1年以内（同上）に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」（上記“災害”には特例として【東日本大震災】【熊本地震】及び【北海道胆振東部地震】を含みます）に該当する場合

●日本人学部2年生：

「過去6ヶ月以内（令和2年10月1日～令和3年3月31日）に学資負担者が死亡した場合」または「過去6ヶ月以内（同上）に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」（上記“災害”には特例として【東日本大震災】【熊本地震】及び【北海道胆振東部地震】を含みます）に該当する場合

○令和3年度から、本学の授業料減免は、「前期」「後期」それぞれ申請が必要です。

3. 決定

- 判定結果の連絡等については、**大学院生**については**令和3年7月上旬**に、**学部学生**については**令和3年8月上旬**に掲示等により行いますので、申請者は掲示等を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。

※ 決定通知を保護者へ通知することはありません。

- 令和3年度学部新入生及び水産学部2年生（令和3年度現在）の決定通知については高等教育推進機構④番B窓口、それ以外の学部学生及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。（状況により、変更する場合があります。）

4. その他

- 授業料減免申請をした者は、授業料の納入が猶予されますので、判定結果の通知があるまで授業料を納入しないでください。
- 授業料の納入方法等については、決定後に送る納入告知書等で通知します。
- 申請に関する質問・相談については、高等教育推進機構④番B窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530）。
- 判定結果に関する質問については、一切お答えしません。

令和3年2月26日 学務部学生支援課